

科学技術振興調整費の平成 13 年度
に開始したプログラムの中間評価及
び効果的・効率的活用方策について

平成 15 年 7 月 23 日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

科学技術振興調整費の平成13年度開始プログラムの中間評価及び効果的・効率的活用方策について

目次

1 . はじめに	1
2 . 検討経過	2
3 . 平成13年度に開始したプログラムの中間評価について	2
4 . 効果的・効率的活用方策について	3
5 . 平成16年度の科学技術振興調整費の活用について	5

1 . はじめに

科学技術振興調整費は、昭和56年、科学技術会議の方針に沿って科学技術の振興に必要な重要研究業務の総合推進調整を行うための経費として創設された。

その後、平成13年1月の中央省庁の再編に伴い、行政改革の一環として、科学技術振興調整費については、総合科学技術会議が配分の基本方針を審議し、文部科学省が具体的な配分事務を行うこととされた。これを受け、科学技術振興調整費のあり方を抜本的に見直すこととし、第2期科学技術基本計画の策定に係る議論等を踏まえ、平成13年3月22日総合科学技術会議において「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を決定した。

この「基本方針」においては、科学技術振興調整費について、総合科学技術会議が我が国全体の科学技術に関する施策を俯瞰した上で、科学技術の振興に必要な資源配分の方針に沿って、機動的かつ戦略的に活用する資金として位置付けた。その上で、科学技術振興調整費は、各府省の施策の先鞭となるもの、各府省ごとの施策では対応できていない境界的・融合的なもの等で、政策誘導効果の高いものに活用する資金とし、特に科学技術システム改革に資する施策を重視することとした。その際、実施するプログラムには終期を設定し、中間及び事後評価を行うこととし、その評価を総合科学技術会議が行うこととした。

これらを踏まえ、平成13年度の科学技術振興調整費の活用については、従来からのプログラムを廃止し新たなプログラムを実施することとし、「平成13年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」を決定した(平成13年3月22日)。その際、新設したプログラムについては、新規課題の募集を行う期間を原則5年間とし、3年目に中間評価を行うこととした。

平成15年度は、平成13年度の開始から3年目に当たることから、総合科学技術会議において、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員を中心に、科学技術振興調整費の平成13年度開始プログラムの中間評価を行うとともに、併せて、効果的・効率的な活用を図る観点からの制度改善についても検討を行うこととした。

これらの結果については、平成16年度概算要求に反映させるものとする。

また、本年4月に意見具申を行った「競争的研究資金制度改革について」において提示された具体的方策について極力考慮し、その制度改革に取り組む。

なお、平成13年度に選定され研究を開始した個々の課題の評価については、「基本方針」に基づき、文部科学省が実施することとなっており、その結果については、今後、必要に応じ、プログラムの運用の改善等に反映させることとする。

2. 検討経過

総合科学技術会議有識者議員により、平成13、14年度に選定された課題の幾つかについて、研究代表者等からヒアリングを行い、科学技術システム改革や研究開発について、進捗状況、成果、問題点等について意見交換を実施した。

また、関係各省との意見交換、文部科学省審議会委員（池上徹彦氏（会津大学長）、小野田武氏（日本大学総合科学研究所教授）、河田恵昭氏（京都大学防災研究所巨大災害研究センター長）、武市正人氏（東京大学大学院情報理工学系研究科教授））、外部有識者（江崎玲於奈氏（芝浦工業大学長）、国武豊喜氏（北九州市立大学副学長））との意見交換を通じ、プログラムの中間評価及び効果的・効率的活用方策について検討を行った。

3. 平成13年度に開始したプログラムの中間評価について

中間評価を行った結果については、別紙「平成13年度に開始したプログラムの中間評価について（案）」のとおりである。

4. 効果的・効率的活用方策について

(1) 科学技術振興調整費の活用の考え方

「基本方針」の「1 調整費の活用の考え方」において、科学技術振興調整費は、「各府省の施策の先鞭となるもの」等で、その成果がさらに新たな施策や他の研究のシーズとなって発展する等政策誘導効果の高いものに活用することとしており、特に、科学技術システム改革に資する施策が重視されることとしている。

プログラムの中間評価を通じて、科学技術振興調整費は、平成13年度以降、各府省の施策の先鞭となるなど政策誘導に一定の役割を果たしてきたことが認められた。

しかしながら、現下の厳しい経済や財政の状況、質の高い研究開発を確保する必要性等を踏まえれば、引き続き、科学技術システム改革に資するものを重視しつつ、科学技術振興調整費全体として、プログラムの大胆な見直しを進めることにより、科学技術振興調整費に求められる役割を果たしていく必要がある。

その際、今後のプログラム設定、課題選定に当たっては、達成目標等についてこれまで以上に明確にすることにより研究計画・進捗状況の管理を行い、一層の成果をあげるよう努める必要がある。

(2) 早期執行について

現在、継続課題については、年度開始当初から研究が行うことができるよう研究費の執行が行われているが、新規課題の決定・開始時期は夏以降になっている。

この理由としては、例年12月下旬の政府予算案決定後に総合科学技術会議が作成する「配分の基本的考え方」を受けてから公募、審査を開始する手続きであること、及び、「目未定」経費（政府予算案の時点では用途が特定されていない経費）であるため、課題選定後に政府内部の手続き（実行協議）が必要であることが考えられ、更なる早期執行の工夫を図る必要がある。

具体策としては、政府予算案決定後速やかに、新規課題の公募を開始することが考えられる。このため、政府予算案が決定され次第、できる限り早期に「配分の基本的考え方」の作成、公募要領の確認が実施できるよう努めることとする。

(3) 文部科学省が行う配分事務について

独立行政法人への事務の委託

- ・「競争的資金制度改革について（意見）（平成15年4月21日総合科学技術会議決定）」を踏まえ、審査事務・執行事務の一部を独立行政法人に委託することが適当であるが、その際、委託する事務の範囲等を整理する必要がある。
- ・事務委託後も、総合科学技術会議が決定する方針に則って配分事務が行われるように措置する必要がある。

繰越明許

- ・予算の効率的な活用の観点からは、まず早期に課題選定を行い、予算の一層の早期執行に向けて努力することが第一である。ただし、課題選定が行われた後に、個々の課題について、年度内に終了しないやむを得ない事由が発生することも想定される。そのような場合、途中で課題を打ち切るよりも、繰り越して課題を継続することが予算の効率的な執行となる場合には、予め繰越しが可能となるよう繰越明許費とすることについて検討することも考えられる。

プログラムオフィサー（PO）の役割

- ・文部科学省においては、平成15年3月にPOとして、科学技術調査委員を設置したところであるが、本省に専任でこれらの人員を配置することは困難であるため、非常勤で配置されている。また、現在は、審査・評価に際しては、科学技術・学術審議会の下に設置された部会の委員が決定権を有しており、POの権限・役割は十分なものとはなっていない。
- ・今後、一部審査事務・執行事務の独立行政法人への委託の検討の中で、評価者の選任、採択課題候補案の作成等の権限をPOに付与等の措置を検討する。

審査、中間・事後の評価及び課題管理の体制

- ・課題の審査及び中間・事後評価については、文部科学省科学技術・学術審議会において、それぞれ審査、評価のための委員会

を設けて実施しており、予算執行等に係る事務は文部科学省本省において行われている。

- ・「競争的研究資金制度改革（意見）」を踏まえ、審査、予算執行や課題管理に係る一部事務の独立行政法人への委託の検討の中で、次のような事務の改善を検討する。

- （ア）原則、POにより審査・評価委員の選任を行う。その際、委員の所属のバランス及び利害関係者の排除に留意し適切な評価体制の構築に努める。
- （イ）審査については、研究実績よりも研究計画の内容を重視した審査が実現されるよう、申請書の様式等について改善を図る。
- （ウ）POにより採択課題の候補案の作成を行う。
- （エ）実施課題について、POを中心にした適切なフォローアップ体制が構築できるようにする。

競争的資金制度改革についてへの対応

- ・「競争的資金制度改革について（意見）」における指摘事項のうち、間接経費の措置、申請書におけるエフォートの記載等については対応できているものの、現在、対応できていない研究計画を重視した審査への転換や電子システム化とデータベースの拡充等については、一部審査事務・執行事務の独立行政法人への委託の検討の中で対応する。

5．平成16年度の科学技術振興調整費の活用について

平成16年度の科学技術振興調整費の活用にあたっては、「基本方針」及び「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」（平成15年6月19日総合科学技術会議決定）の趣旨を踏まえる。

その際、平成13年度に開始したプログラムについては、調整費の有する政策誘導効果や各府省の施策の先導的役割の観点から行った中間評価の結果を踏まえて、廃止又は必要な見直しを行う。

平成16年度は、第2期科学技術基本計画の4年度目であり、同計画が掲げる科学技術システム改革等の目標の達成を目指し、また、国民や社会に対し、更に質の高い研究成果を提供していくため、特に以下の事項に重点をおいて、活用を図ることが適当である。

(1) 国家的・社会的重要な課題への取組

- ・国家的・社会的に重要な政策課題であって、単独の府省では対処が困難であり、政府として速やかに取り組むべき課題（国力の充実、経済の活性化、安心・安全で快適な社会の構築に資する具体的課題）について、国民にわかりやすい達成目標を定めて取り組む。

(2) 科学技術システム改革の更なる加速

- ・競争的資金制度改革の推進や産学官連携の戦略的な推進、研究機関の組織改革などを促進し、改革を加速させる。このことにより、我が国の科学技術システムの強化を図る。

(3) 科学技術関係人材育成の強化・充実

- ・資源配分方針においても重視した人材育成については、従来のカリキュラム設定による人材養成に加え拠点の育成も視野に入れて取り組む。